

第 1 回浜田市人権尊重推進委員会 会議録

会議名	第 1 回浜田市人権尊重推進委員会
開催日時	令和 7 年 9 月 16 日（火） 10 : 10 ~ 11 : 45
開催場所	浜田まちづくりセンター研修室 1.2
会議の担当	地域政策部 人権同和教育啓発センター
議 題	1 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第 4 次）令和 6 年度事業実績及び令和 7 年度事業計画書について 資料 1 2 人権問題に関する市民意識調査の結果について 資料 2 3 人権教育・啓発推進基本計画（第 5 次）について 資料 3 ~ 資料 6
内容及び 決定事項	各議題の質疑応答と意見交換

【出席者】

■委員

寺田委員長、田村副委員長、楨浦委員、佐々木委員、細川委員、村井委員、坂東委員、南委員

■事務局

田中地域政策部長、草刈教育部長、鎌原所長、小寺係長、中川指導主事、永見指導主事

■傍聴者

会場での傍聴者 1 名

1 浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第4次）

令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画書について

【質疑応答・意見交換】

6 ページ ② 家庭・地域・職場における取組 12 ページ ② まちづくりセンター、学校、PTA との連携 について

- 坂東委員 6 ページのまちづくりセンターにおける取組の実績の中に講座のテーマとして「アンコンシャス・バイアス」とある。「無意識の思い込み」という意味と思われるが、今は18歳から成人となる流れの中であり、高校生でも読めるものではないといけないと考える。括弧書きで訳語を載せるが望ましいのではないかと。
- 事務局 わかりやすい表記をところがけたい。
- 坂東委員 12 ページにも「アンコンシャス・バイアス」がある。同様に括弧付きで日本語をつけるなどしてほしい。
- 事務局 承知した。「無意識の思い込み」という訳語を付けたい。

(資料1全般)「浜田市の評価」について

- 坂東委員 資料1にある「浜田市の評価」は誰によるものなのか。浜田市の職員による評価なのか、それともこの委員会による評価なのか。
- 事務局 浜田市の職員が評価の案を作成して、人権尊重推進委員会での意見を踏まえて評価を修正している。
- 寺田委員長 浜田市の評価は人権尊重推進委員会の意見による評価ということか。
- 田村副委員長 今日の事務局の説明は報告なのか審議事項なのかを確認したい。この委員会で決定するとのことだが、今回1回目の会議で、素案を委員に諮り、今後審議を経て文言を決めていくということか。
- 事務局 そのように考えている。
- 寺田委員長 委員の意見が大事なので、積極的な発言をお願いします。

22 ページ 相談体制の充実について

- 南委員 学校関係の箇所にてでくる「SC、SSW」という言葉も学校ではよく使われるが、簡単な訳注があると市民にもわかりやすいのではないかと。ユニバーサルデザインなども該当するかもしれない。
- 寺田委員長 言葉の意味を分かりやすくするというので、検討をお願いします。

- 佐々木委員 生活相談員として地区内で活動している。最近は同和問題、結婚差別といった相談は少なく、地区の人自体が高齢化していて生活に寄り添った相談が多い。いろいろ聞いては返したり、寄り添ったりさせてもらっている。
- 寺田委員長 人権センターでも、このような状況であることを知っておいてほしい。
- 佐々木委員 近所付き合いの相談や病気の相談が主なものではあるが、中には不登校になりつつあることが懸念されて学校に相談に行ったりすることもある。同和問題に関連するかもしれないという案件もあるが、よくよく聞いてみると、近所付き合いのずれと思われることもある。そこに差別が関わるかもしれないと思われるときは、深くしっかり話すようにしている。
- 寺田委員長 本当に佐々木委員さんならではの努力をされておられると考える。

- 細川委員 独居老人のことについては、窓口はどこになっているか。
- 事務局 社会福祉協議会に地域包括支援センターがワンストップの窓口として設けられている。そこが窓口となって各担当課と連携している。
- 細川委員 地域包括支援センターの職員は何人くらいおられるのか？
- 村井委員 けっこうおられる。
- 細川委員 先日、独居の高齢者が体調を崩しているのに家に閉じこもってなかなか出てこられず、どうしたらよいか困っていたときに地域包括支援センターにお世話になった。その時は、その高齢者の方をなんとか家から連れ出して病院に入れたが1か月で亡くなってしまった。
- 寺田委員長 地域包括支援センターはどのくらい設置されているのか？
- 事務局 浜田・旧那賀郡ごとにある地区の社会福祉協議会にそれぞれ設置されている。
- 寺田委員長 地域の独居老人の人数や様子などは把握しているのか。
- 事務局 そこまでは難しいが、民生委員などの協力を得ながら連携をとられている。
- 村井委員 民生委員としては、地域の独居老人のことを把握するように努めているが、対応に強制力はない。ある家では独居のはずだが、いつの間にか兄弟が住民票を移さずに同居されてお世話をしていたりすることもある。困った場合でも、地域包括支援センターはきちんと連携をとってくれる。しかし、いくら地域包括支援センターが関わっても、本人が介護認定や生活保護を受け入れない場合は、個人の人権を尊重するという点でも、対応が本当に難しい。
- 寺田委員長 人権センターではそこまで把握されていたか。
- 事務局 人権センターでは詳細までは把握をしていないが、福祉部局ではある程度承知しているものと思う。
- 寺田委員長 また、連携をとってもらい、この会でお知らせ願いたい。

- 田村副委員長 独居の高齢者については民生委員さんも把握されているが、社会福祉協議会の傘下に地区社協があって多くの委員がおり、見守りをするようになっていいる。民生委員さんや行政連絡員さんとも連携して取り組まれている。
- 村井委員 地区ごとに多少の差はあるかもしれないが、社協では安心カード（緊急連絡カード）を持っていく活動をしている。民生委員と行政連絡員が協力して、独居高齢者の状況を把握しつつあると思う。

32 ページ (10) インターネット等による人権侵害について

- 南委員 情報モラルとか SNS による誹謗中傷などは、小中学生も接する機会が多く、学校としては保護者と協力していく必要があると考えている。年度途中から市職員がモニタリングをしているとのことだが、SNS や Line などを対象としているのか、また不適切な表現があった場合の対処はどうするのかを聞きたい。
- 事務局 基本的にローカル掲示板サイトの閲覧をしている。サイトの中にある地域のコミュニティを検索して、人権に関する誹謗中傷の有無を確認している。最近では人権侵害になるようなものは確認されていない、もしあれば、島根県や運営サイトに削除依頼をする。個人の Line などまでは把握できていない。
- 寺田委員長 学校関係の中で、(SNS 等で) 人権にかかわるトラブル的なことはないのか。
- 南委員 各校の個別の事情は分かりかねるが、中学生ぐらいになるとほとんどスマートフォンを持っており、保護者の感覚も変わってきている。ほってはおけない問題だと感じている。

19~22 ページ 子どもの人権について

- 寺田委員長 子どもの相談体制の充実のところ、ヤングケアラー相談窓口での子どもからの相談がゼロだったとあった。私は法務局で人権擁護委員として時々相談窓口立つが、子どもが困りごとや悩みを自分で書いて直接法務局に送る「こどもの人権 SOS ミニレター」というのを各学校に置かせてもらっている。最近では、以前に比べ相談のレターが少なくなっている。悩みがあっても、書けないのではないかと思う。ヤングケアラーの相談のゼロも、実際には表現できないのではないか。人権擁護委員の立場としてはそのように感じているので、学校でも相談していいということ働きかけてほしい。
- 村井委員 地域の主任児童委員さんは、子どもの登校見守りで、いつもより時間が遅いとか、疲れた顔をしているとか、様子を見て家庭事情を気にかけている。家のことをして大変だというようなヤングケアラーを見つける取り組みを、周布の民生委員はやっている。
- 事務局 他の部署にも情報共有したい。
- 寺田委員長 子どもたち自身からの発信がなかなか難しいのではないか。本当に言っているのかどうか、悩む子どももいるのではないかと最近感じている。

- 村井委員 どこまでがヤングケアラーなのか、多分子どもの中でもわからない。やる気になるとゴミ出しも親や祖父母の世話も当たり前だと、家族だからと思う子どもが多い。そうではないと伝えたい。
- 寺田委員長 心配事があれば、何でも相談していいということを伝えてほしい。

26 ページ (5) 障害のある人について

- 坂東委員 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例に基づく市長表彰事業を実施し、対象者1件に対して市長表彰を行ったとあるが、名前はいいので何をしたことによるものか教えてほしい。
- 事務局 確認してお答えする。

【当日報告】障がいのある人についての学校での講演に無償で取組まれたことなどから市内の社会医療法人が表彰されたもの。

2 人権問題に関する市民意識調査について

【質疑応答・意見交換】

人権問題に関する市民意識調査の《選択肢「その他」の意見》について

- 坂東委員 《選択肢「その他」の意見》を読んで、多様な考えがあって、非常に面白かった。この意見をどうするのかは決まっているのか。
- 事務局 これから第5次人権教育・啓発推進計画を検討いただく中で、基礎資料として活用したい。人権課題は多くの項目がありそれぞれに奥が深く、意識調査の項目も多岐にわたっている。この委員会でご意見をいただきながら第5次計画を検討いただく際に役立てたい。
- 坂東委員 この結果について公表はしないのか。
- 事務局 《「その他」の意見》を除いた市民意識調査の概要版を別途作成して、既に市のホームページで公表している。
- 寺田委員長 研修会等に参加しなかったという人の多さが気になる。研修に参加することがすべてとは思わないが、関心の度合いを示しているのではないかと。第5次計画でなんとか考えていかななくてはならないことだと感じている。
- 榎浦委員 5ページの「浜田市は人権が尊重されるまちになっていると思いますか。」という項目で、半分以上が「そう思う」となっているが、3ページの「人権を尊重するまちづくり条例を知っていますか。」については35%にとどまっている。作るだけでなく、いかに広めていくかを考えなくてはいけない。
- 寺田委員長 市民の意識を高めるために、条例の広報を含めて第5次計画を考えていきたい。

- 事務局 条例の作成にあわせてパンフレットを配布したが、効果が十分ではなかったかもしれない。

3 人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について

【質疑応答・意見交換】

浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）について

- 寺田委員長 これから第5次計画の策定に入るが各委員から何かご意見はあるか。
→各委員とも意見なし
- 寺田委員長 それでは事務局から提案を受ける形でよろしいか。
→各委員とも了承

（資料3）浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）策定スケジュール（案）について

（資料4）浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）計画体系（案）

（資料5）国（法務省）「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」

（資料6）浜田市人権教育・啓発推進基本計画（第5次）素案（新旧対照表）

- 事務局 資料5の国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は当初は平成14年に策定され、平成23年に一部改定されている。そして、この度令和7年に第二次改定がされている。主な変更点としては資料に記載されている通り。
島根県では「島根県人権施策推進基本方針」として策定されている。当初は平成14年に策定されており、その後平成20年に第1次改定、平成31年に第2次改定がされており、その次の改定は未定と伺っている。
浜田市では当初、平成18年に「人権教育・啓発推進基本計画」を策定し、その後大体4~5年ごとに改正しており、国や県に比べると期間を短く区切って改定をしている。この度は、国の計画で改定があったが、改定があるまでの計画期間内において浜田市の計画を改定しており、変更点はおおよそ網羅はされているものと考えているが、これから提案する案はそういったものも加味しながらご提案させていただく。
資料4、資料5については時間の都合上、資料の見方のみ提示。
- 寺田委員長 事務局から第5次の素案が示された。資料がたくさんあるので今日は委員の皆さんに持ち帰って検討していただけたらと思う。次の会議でしっかりとご意見を賜れたらと思うのでよろしく願います。

11:45 終了